

## 翻 訳

ゲルト・ブリュッゲマイアー\*  
「民事不法行為法の基本構造（2・完）  
——英米法を考慮に入れたドイツ・フランス・日本の分析——」

瀬川信久・藤原正則・林 誠司・山本周平 訳

## 序

## A 近代の不法行為法の誕生

- I ローマの不法行為法（アクィリウス法）
- II フランス民法典とドイツ民法典の編纂を例とする近代の不法行為法
  - 1. 1804年フランス民法典1382条—1386条
  - 2. 1896年ドイツ民法典823条—852条
- III 日本不法行為法（1898年日本民法典709条—724条）での継受

## B 人的な不法行為法の危機

## I 企業責任

- 1. 労働災害
- 2. 被用者の不法行為についての責任／使用者責任（代位責任〔Vicarious Liability〕）
- 3. 企業の過責
  - a) 過失と企業
  - b) ネグリジェンス不法行為の登場
  - c) 過失不法行為の諸変種

## II 技術的リスクに対する不法行為法の対応

- 1. フランスのやり方：無過責責任の一般条項
- 2. ドイツのやり方：危険責任の特別法
- 3. 英米法のやり方：過失責任の一般条項 （以上、95巻1号）

## C 民事不法行為（civil wrong）の再構築

## I 過責責任（人の行為〔fait de l'homme〕）

- 1. 故意不法行為
- 2. 過失不法行為
  - a) 事故の状況
  - b) 遠隔不法行為

---

（\*） プレーメン大学名誉教授

- c) コモン・ローと大陸法からの例
- d) 事例類型の形成
- e) 過失に対し保護される利益としての財産
- II 企業責任
  - 1. 使用者責任
  - 2. 組織過責についての責任 (*défaut d'organisation/colpa d'apparato*)
  - 3. 製造物責任
- III 高度な産業・技術リスクについての責任 (*mise en danger*)
  - 1. 危険責任法の一般条項
  - 2. 原子力
- D 要約 (以上、本号)

### C 民事不法行為 (*civil wrong*) の再構築

以上のような19世紀と20世紀を通じた不法行為法の概観の後には総括が必要である。この概観はおおむね次のように要約することができる。つまり、それは類型化された直接の故意不法行為についての前近代的な責任から、人の過責責任の普遍化(「過責のみが責任を義務づける」)を経て、ポスト近代的な、厳格責任に準ずる企業責任に至る発展を記述するものである。不法行為の新たな構造化の帰結は、次のとおりである。第1は、過責責任を人の行為に限定することである。第2は、重要な位置を占める企業責任の展開であり、これは次の3つの類型を含む。すなわち、①使用者責任、②組織「過責」についての責任、③厳格な製造物責任という特殊な事例である。そして、第3は、高度化した技術・産業リスクについての危険責任である。最後のものは自然人と企業を含むが、ここでも営利企業が重要な位置を占める<sup>(89)</sup>。しかし、本質的なのは人や企業との関連性ではなく、

(89) 私はこの考えを特に次の3冊の本の中で展開した：Prinzipien des Haftungsrechts, 1999 (英語版：Principles of Tort Law, 2004/2006)；Haftungsrecht. Struktur, Prinzipien, Schutzbereich, 2006；Modernising Civil Liability in Europe, China, Brazil, and Russia, CUP 2013, S. 1-136. 本稿では、ヨーロッパ不法行為法の改革のためのよく知られた草案 (Principles of European Tort Law. Text and Commentary, 2005およびDraft Common Frame of Reference (DCFR), Book VI: Non-Contractual Liability Arising out of Damage caused to Another, 2009) についてこれ以上立ち入ることができない。これらの草案への然るべき取り組みは、読者の皆さんに委ねることとしよう。さらに、R. Zimmermann (Hrsg.), Grundstrukturen des Europäischen Deliktsrechts, 2003およびJ. Bell/D. Ibbeston, European Legal Development. The Case of Tort Law, CUP 2012が指摘されるべきである。

(90) 技術・産業リスクについて個人が危険責任を負う唯一の重要な例外的事例は、自動車

高度な技術・産業リスクという責任根拠である。

## I 過責責任（人の行為〔*fait de l'homme*〕）

過責責任は、近代不法行為法の起草者の本来の意図と同様、人の行為に限定されているべきであろう。同時に、ドイツ・日本・スイスの不法行為法が等しく犯している誤りを避けることが重要である。それは、故意不法行為と過失不法行為を誤って同じように取り扱っていることである（スイス債務法41条、ドイツ民法823条1項、日本民法709条<sup>(91)</sup>）。この2つの不法行為類型は、人の行為が問題になっているという状況を除けば、わずかな共通点しか有していない。人のフォート〔*faute personnelle*〕についての責任の下位事例としては、監督を要する子についての両親の加害責任〔*Noxalhaftung*〕がある。

### 1. 故意不法行為

民事上の故意責任は、實際上長い間副次的な役割しか果たしていなかった。しかし、不法行為法の構造上の基本問題を解明するにあたっては、それには大きな意味が与えられる。故意責任の構造を理解するためには、ドイツ民法の不法行為の3段階構造が、出発点としては役に立つ。しかし、それは4段階に変容させられるべきである。

第1の段階は、3つの客観的要素から構成される。すなわち、行為（作為または不作為）、保護される利益の侵害、両者の間の因果関係の3つである。ここでは、周知の諸原則が適用される。行為概念については、意思に操縦された作為または不作為および責任能力が前提となる。第2段階は、故意という主観的要素から構成される。すなわち、侵害の認識と意欲である。第3段階は、違法性を内容とする。保護される利益の故意による侵害は、すべて違法性の推定を基礎づける。この点において、故意責任についてはいわゆる結果不法論が妥当する。不法行為者とされている者が、正当化事由（被害者の承諾、正当防衛、緊急救助、緊急避難）を援用しうる場合には、違法性は認められない。フランス法でも、故意不法行為（故意によるフォート〔*faute delictuelle*〕）の場合にのみ正当行為〔*faits justificatifs*〕が適用される。第4段階は、故意責任に固有のもの、つまり不法性の意識を内容とする。不法行為者は、侵害を意図していたのみならず、自己の行為の違法性を意識しつつ行為したのでなければならない。自己の行為が正当化

---

保有者の責任である。

(91) 前掲注29を参照。

(92) 作為義務が存在する場合にのみ不作為が責任法上意味を持つということは、世界的に承認されている。

されると考えていたために違法性について錯誤があった場合は、責任法上の故意が阻却される<sup>(93)</sup>。錯誤が回避可能である場合は、過失を理由とする責任が問題になるが、回避不能であれば責任は認められない。

歴史的に、故意行為では直接侵害が前面に出ていた。行為ないし侵害行為と過責(故意)は、密接に共生してきたために、長い間区別されてこなかった。しかし、間接侵害ももちろん故意不法行為として問題となりうる。問題があるのは、対応する不法行為者の意図の証明のみである。要約すると、故意不法行為は次のような構造を有する<sup>(94)</sup>。

- (1) 行為、侵害、因果関係
- (2) 故意
- (3) 違法性(正当化事由の不存在〔*absence of defences*〕)
- (4) 不法性の意識〔*Unrechtsbewusstsein*〕

故意行為は、その他の特殊性とも結びついている。例えば、責任保険による保護が排除されることである。時には、填補賠償を超える制裁と結びつけられることもある(懲罰的損害賠償)。使用者がその被用者の故意行為についても責任を負うことが、現在では世界的に広く承認されている。しかし、ここでは、過失とは異なり、——私経済的領域でも公的領域でも——私的・公的使用者の求償権が認められうる。世界的に承認された、自然法上の淵源を有する故意責任の事例は、社会道徳という根本規範に対する違反(良俗違反)であり、これは特に純粋財産損害の賠償を導く<sup>(95)</sup>。法人化された企業は、故意により行為することができない。それは責任能力を欠いているのである。従業員の行為によって第三者に生じた損害についての責任は、組織過責(企業の過失責任)または使用者責任による<sup>(96)</sup>のみ基礎づけられる。

(93) 良俗違反(BGB826条)についての錯誤の場合は、原則として故意は阻却されない。民法上の禁止の錯誤の要件については、特に、BGH, 10.7.2018, VersR 2018, 1400およびそこに挙げられた文献を参照。

(94) アメリカのコモン・ローにおける故意不法行為については、Restatement of the Law (Third) Torts: Intentional Torts to Persons, Discussion Draft 2014およびJ. Finnis, Intention in Tort Law, in Owen (ed.), Philosophical Foundations of Tort Law, 1995, pp 229を参照。

(95) 善良の風俗に対する違反(Contra bonos mores)がある(オーストリア民法典1295条、スイス債務法41条2項、ドイツ民法826条)。オランダの著名なリンデンバウム・コーエン事件(1919年)も、基本的に、経済競争における、故意の良俗違反ないし不正な方法による競業者の侵害の事例である(不正競争〔unfair competition〕)。Hoge Raad, 31.1.1919, NJ 1919 881。

(96) したがって、ドイツのディーゼル車スキャンダルでは、フォルクスヴァーゲン社に対する買主の損害賠償請求権を直接にBGB826条によって基礎づけることはできない。純粋財

憲法上の基本権の私法上の第三者効が承認されて以来、故意による違法な他人の侵害の新たな重要な事例類型が現れた<sup>(97)</sup>。例えば、調査報道者がマフィアの取引方法を暴露する、写真誌が有名人の私的領域の写真を公表する、内部告発者が企業の疑わしい内部事情を報告する、気候保全論者が交通路または褐炭の採掘を妨害するなどである。これらすべての事例で、少なくとも条件付きの故意による人格権侵害またはそれに対応する営業の侵害が認められる。これらのケースで決定的となる問題は、侵害行為が憲法上の理由（報道の自由、表現の自由、集会の自由）から不法行為法上正当化されるかどうかということである。

これに対し、もう1つの大きな事例類型は、不当にもしばしば故意による違法な侵害とされている。それは、治療行為の事例である。例えばドイツでは、依然として、病院や診療所で毎日何千回も行われている手術はすべて潜在的に違法な侵害であると考えられている<sup>(98)</sup>。法律上の議論の中心にあるのは、不法性阻却事由としての有効な承諾に関する問題である<sup>(99)</sup>。これは刑法に制約された誤ったアプローチである。これに対し、3つの場面が明確に区別されるべきである。すなわち、専断的治療、治療の過誤、そして説明の過誤である。第1の専断的治療の事例（患者の意思を伴わない、またはその意思に反する意図的な治療）のみが、故意による違法な身体侵害（暴行 [battery]）となるが、これは今日ではむしろ稀なケースである。治療の過誤の場合は、同意され、症状に適応した治療行為が問題となる。ここでは、患者に対する侵害が医療上の水準に適合しない治療によって生じたのかどうかをもっぱら検討されなければならない。これは、身体または健康の損害についての過失責任<sup>(100)</sup>の事例である。説明の過誤の場合は、患者の私的自治に焦点が当てられる。患者があらかじめ問題となる治療のリスクについて十分に説明されていなかったのであれば、身体または精神の完全性に関する自己決定権の

---

産損害の問題であるから、823条1項による組織編成責任も認められない。フォルクスワーゲン社の責任として問題になるのは、826条による従業員の不法行為（RGZ 87, 1）について831条により認められる責任か、826条による機関の不法行為（RG, 17.1.1940, RGZ 163, 21）について31条により認められる責任だけである。

(97) ドイツにおける基本的な事例として、BGH, 25.5.1954, BGHZ 13, 334（シャハト書簡事件）および BVerfGE 7, 198（リュート事件）。これについては、Brüggemeier/Ciacchi/Comandé (eds), *Fundamental Rights and Private Law in the European Union*, 2 vols, CUP 2010を参照。

(98) RG, 27.5.1908, RGZ 68, 431以来。

(99) さしあたり、H. Koziol, *Die Einwilligung zu medizinischen Eingriffen*, *Juristische Blätter* 2016, 617を参照。

(100) コモン・ロー諸国でも、一致してこのような扱いがされている。特に、M. Jones, *Medical Negligence*, 5. Aufl. 2017を参照。

侵害となる。このケースでは、手術の結果にかかわらず、過失による自律性侵害〔Autonomieverletzung〕を理由として、財産的・非財産的損害の賠償請求権が認められる<sup>(101)</sup>。

## 2. 過失不法行為

### a) 事故の状況

過失とは、世界的に、事故による不法行為そのものである。すなわち、不注意〔Unachtsamkeit〕によって他人に生じた直接的な加害である<sup>(102)</sup>。このことが特によくあてはまるのは、道路交通<sup>(103)</sup>、スポーツおよび日常生活における事故である。それに加えて、専門的な役務提供（例えば、医師によるもの）の瑕疵の事例もある。過失責任は、実に複雑な故意行為の構造とは異なり、単純な 2 段階の構造を有する。第 1 段階は、——故意不法行為の場合と同様—— 3 つの要素から構成される。すなわち、行為、保護される利益の侵害および両者の因果関係である。第 2 段階は、過失の認定から構成される。すなわち、行為者が当該状況において具体的な事情のもとで客観的に必要とされる注意を払わなかったということである。規範的な注意基準は、大陸法諸国においては、裁判官によって決定される。認定された現実の行為は、この基準を満たすか、それに達しないかのどちらかであり、後者の場合に過失が認められる。

過失不法行為に関しては以上に尽きる。何らかの性質を持った利益侵害の違法性が不法行為の要件として必要になることはない。すでにウルピアヌスが 2 世紀に認めていたように、過失による侵害は行為の不法（*iniuria*）を基礎づける<sup>(104)</sup>。換言すれば、過失については行為不法が妥当する。この領域において広まった概念上の不明確さは、違法性〔Rechtswidrigkeit〕と不法ないし不法性〔Unrecht/Widerrechtlichkeit〕が同一の概念ではないという事情から生じている<sup>(105)</sup>。不法または不法性は、不法行為〔unerlaubte Handlung〕（*civil wrong/onrechtmatige*

(101) これについての詳細は、Brügemeier, *Haftungsrecht*, 2006, S. 455-510を参照。比較法的研究として、K. Oliphant/R. W. Wright (eds), *Medical Malpractice and Compensation in Global Perspective*, 2013.

(102) 実証的検討として、Deweese/Duff/Trebilcock, *Exploring the Domain of Accident Law*, OUP 1996を参照。

(103) もっとも、現在では、これはほとんどのヨーロッパ大陸諸国において、自動車保有者の危険責任という特別の制度によって補完される。

(104) 前掲注14を参照。

(105) 英米のコモン・ローにおける *unlawfulness* と *wrongfulness* という対概念がこれに対応するかどうかという問題があるが、ここでは指摘にとどめる。これについての比較法的調査として、H. Koziol (ed.), *Unification of Tort Law: Wrongfulness*, 1998を参照。

*daad/ fatto illecito*) を定義する。ドイツ不法行為法において不法とされるのは、特に、(i) 他人の法益・権利に対する故意による違法な侵害および過失による侵害<sup>(106)</sup>、(ii) 有責な保護法規違反による加害、および、(iii) 故意の良俗違反による加害である<sup>(107)</sup>。823条1項における違法性という比較的狭い概念は、826条における良俗違反と同様、故意不法行為の構造の中の技術的な構成要素にすぎない。さらに、ここでもう1度強調されるべきことは、日常生活の事故における過失の認定にとっては、社会生活上の義務または注意義務 (*duty of care*) は必要ないということである。それは過失による遠隔不法行為〔Distanzdelikt〕において初めて問題になることであり、違法性や有責な行為としての過失にではなく、遠い侵害結果の具体的行為に対する帰責に関わるものである（ポールズグラフの法理）。これについては、次に詳しく説明する。

## b) 遠隔不法行為

（使用者責任または組織過責についての責任としての）企業責任の場合に重要になることが多いが、遠隔不法行為は、過失責任に関する1つの特殊問題であるため、ここで論じる必要がある。場所的・時間的に遠い侵害の場合は、因果関係は責任の必要条件にすぎず、十分条件ではない。それを越えて、遠い利益侵害は、行為者に帰責されるものでなければならない。それは「リスクの範囲内」でなければならない。すなわち、それぞれの行為の類型的なリスクと結びつけられるものでなければならないのである。その侵害は、予見可能で、行為の必ずしも完全にありそうもないとはいえない結果であると評価されるものでなければならない。このような帰責は、世界的に行われている扱いによると、社会生活上の義務または注意義務〔*duty of care*〕を定めることによって行われる。これによって、裁判官は、行為の客観的・場所的・時間的な保護範囲——すなわち、遠くにいる人のうちの誰が、どの利益について、どの侵害から保護されているか——を定め

(106) この区別は、アメリカ不法行為法のカズイスティックの中にさえ、時と見て見いだされる。Vosburg v. Putney, 50 NW 403 (Wis 1891) を参照。「(人身侵害の事例では、) そのルールが正当に述べるように、……原告は、その意図が不法なものであったことか、被告に過失があったことを証明しなければならない」。

(107) オーストリア民法典では、不法な行為 (1294条) は、有責な (つまり、故意または過失による) 加害および故意の良俗違反による加害であると定義されている (1294条・1295条)。

(108) この不法行為法上の違法性概念は、物権法上の違法性概念と区別されなければならない。物権法上は、絶対的な物権的権利の割当内容に反するあらゆる状態 (例えば、他人の物を善意で占有すること) が違法となる。

(109) 「リスクの範囲内の被害の基準 (harm-within-the risk test)」については、特に、K. S. Abraham, *The Forms and Functions of Tort Law*, 5th edn, 2017, chap. 6, 1 B を参照。

る。

### c) コモン・ローと大陸法からの例

コモン・ローからの著名な例としては、アメリカのポールズグラフ〔*Palsgraf*〕事件と、オーストラリアのワゴン・マウンド〔*Wagon Mound*〕事件がある。

ポールズグラフ事件という奇妙な例では、民事陪審が、包みを抱えていた乗客が出発しようとしている列車に乗るのを助けようとした2人の鉄道員（1人はその乗客を中から引っ張り、もう1人は外から押した）の過失を認定した<sup>(110)</sup>。乗客の包みの破壊は、過失による直接の物的加害である。しかし、爆発した花火の玉が少し離れたところで列車を待っていたポールズグラフ婦人にもたらした結果をどのように扱うべきであろうか。花火の玉が爆発するリスクが、包みを持った乗客が出発しようとしている列車に乗り込むのを助けた車掌の行為によって設定されたリスクに含まれるとは絶対にいえないであろう<sup>(111)</sup>。

オーストラリアの複雑な事例では、ワゴン・マウンドという船に燃料を補給する際に、乗組員の不注意により、あふれ出た重油が水面に達した<sup>(112)</sup>。過失行為は認められる。しかし、向こう側の港で生じた火災についてはどうであろうか。因果関係があることは争いの余地がない。しかし、火災とそこから生じた結果はなお帰責可能であろうか。少なくとも、油と火災の結びつきは、想像もつかないというほどではない。問題になるのは、このケースの付加的な事情である。すなわ

(110) イギリスのよく知られた例として、*Dorset Yacht Co Ltd v. Home Office* [1970] Ac 1004, [1970] 2 All ER 294 (HL) がある。これは、国家賠償責任にコモン・ローの過失責任の諸原則が適用された事例である。監督上の過誤の結果、若い犯罪者たちが、ある島にあった教育施設から夜に脱走した。彼らは島を離れるためにヨットを盗んだが、その際にそのヨットが損傷した。控訴裁判所および貴族院によれば、監督義務は、若者たちが逃走する際に地元のヨットクラブのヨットが損傷するリスクをもカバーする。

(111) 前掲注54を参照。

(112) 事実によれば、このことに問題がないわけではなかった。カードーゾはこれについて大いに疑いを持っていたが、訴訟上この認定に拘束された。

(113) それにもかかわらず、ニューヨークの2つの原審では請求が認容され、最高上訴裁判所では請求が棄却されたが、ぎりぎりの4対3であった。請求認容の3裁判官の意見は、特にポールズグラフ判決がアメリカ法にとって時代遅れとしたイギリス・コモン・ローの法理に基づいていた。その法理とは、予見不可能であっても、その行為と場所的・時間的に密接に関連した結果は帰責可能であるとするものである（いわゆるポレミス〔*Polemis*〕法理）。*Re Polemis & Furness, Withy & Co. Ltd* [1921] 3 KB 560 (CA) を参照。

(114) 前掲注68を参照。1961年のワゴン・マウンド No1判決によって、枢密院もポレミス法理を無視した。

ち、その油は、風によって初めて、向こう側の港のドックに押し流されたに違いないのである。さらに、容易には発火しない重油が、ただの火花によって炎上したのである。何という極限的なケースであろうか！ 実際また、(コモンウェルス諸国の枢密院としての) 貴族院は、(さまざまな構成員のもとで!) あるときは(予見可能性を肯定して) 火災による損害の帰責可能性を肯定し、あるときは(予見可能性を否定して) 帰責可能性を否定した。

ヨーロッパの民法からは、いずれも腎臓の提供が問題になった2つの事例を挙げることができる。

ドイツの事例では、13歳の少女がスポーツの際の事故で病院に運ばれた。左の腎臓の損傷が確認されたため、それは摘出された。しかし、後に判明したことであるが、この少女は生まれつき腎臓を1つしか持っていなかった。そこで、この少女の母親は、医師の助言に従い、娘に腎臓を提供することにした。母親は、腎臓を「犠牲」にしたことを理由として、病院に対し損害賠償を請求した。娘に対する治療上の過誤があることには疑問の余地がない(第一次侵害)。この母親が自発的に腎臓を犠牲にしたことを、医師の過誤行為に帰責することができるであろうか。裁判所は3つの審級のすべてで危険性連関を肯定した<sup>(115)</sup>。

デンマークの有名なウェーツファル〔*Veedfald*〕事件では、ある者が、腎臓病の弟のために腎臓を提供した。公立病院は腎臓の移植の準備をし、そのために提供された腎臓を洗浄した。[しかし、]使用された洗浄液に瑕疵があり、その腎臓は移植に使えなくなってしまった。そこで、移植を妨げられたレシピエントは、損害賠償と慰謝料を求めて病院を訴えた。この事件を付託された欧州司法裁判所は、EU製造物責任法の適用可能性を肯定した<sup>(116)</sup>。その他の点については、欧州司法裁判所は、損害の性質と被害者に関するすべての問題を未解決のままにしている。この洗浄液は、その病院内で用いるためにのみ製造されたもので、営利目的で商品化することを予定されたものではなかった<sup>(117)</sup>。この洗浄液による処置のため、腎臓が損なわれた。腎臓は病院が占有していたが、その所有権はおそらくまだ提供者にあった(第一次侵害)。これによって、間接的にレシピエントはその健

(115) BGH, 30.6.1987, BGHZ 101, 215. ドイツ不法行為法の状況にとって特徴的なのは、BGHの裁判官が、母親に対する不法行為の違法性を基礎づけるために極端なほどの努力をしていることである (S. 224)。

(116) ECJ, Case C-203/99, *Veedfald v. Århus Amtskommune* 2001] ECR I-3569. これについては、特に Brügge-meier, *Tort Law in the European Union*, 2018, pp.196/197を参照。

(117) 製造物責任指令7条c号によれば、「売却その他経済的な目的での販売形式のための」職業的製造が、指令にいう製造物としての性質を有するための要件である。[デンマークの]病院は、公的な財源で資金手当され、収益獲得に適応したものでなかった。患者の治療は無償で行われた。

康を侵害された。移植ができなくなったことによって、病状の改善が妨げられたわけである。病院に過失があれば、原告の財産的・非財産的損害について、不法行為法上の製造者責任または役務提供責任が認められたであろう。<sup>(118)</sup>

すでに注意基準の設定において過失責任はくじ引きのようなものである〔*negligence lottery*〕というならば、そのことは、社会生活上の義務の保護範囲の決定についてはなおのことあてはまる。ここでは、予見可能性、経済性、危殆化された法益の種類など、さまざまな観点が考慮される。この点において、公認会計士の責任のケースで次のように決定した貴族院には賛成することができる。すなわち、離れた侵害は、そうすることが「公正、公平かつ合理的〔*just, fair and reasonable*〕」であるならば、それを生じさせた行為者に帰責することができる。このいわゆるカパーロ事件の三分テスト〔*Caparo tripartite test*〕の三重に不確定な公式は、問題を適切に記述しているが、不確定性を減少させるためにはほとんど役に立たない。

#### d) 事例類型の形成

判例・学説は、固有の規定要因を持つ事例類型を形成することによって、保護範囲の決定における不確定性を除去しようとしている。このような事例類型の1つは、例えばショック事例である。これは、過失によって傷害または死亡を伴う事故が生じ、急いで向かってきた自発的な救助者が事故現場で被害者を見て、または近親者が事故の知らせを聞いて、PTSDになるという事例である。難しいのは、保護される人的範囲の画定であり、どの範囲の近親者が保護されるか、警察官や消防士のような職業的救助者は除外されるかといったことが問題になる。これらの問題は、1989年のシェフィールドにおけるヒルズボロ・サッカースタジアムの大惨事に関連して典型的に議論された。<sup>(120)</sup>もう1つの事例類型は、停電またはケーブル切断事例である。パワーショベルの操作員が土木工事の際に電線を損傷した。これは過失による直接の物的加害である。ドイツ法によれば、列举主義による823条1項のもと、停電した家庭または企業においては、物的損害が賠償されるにすぎない。生産の停止による逸失利益は賠償されない。

まとめると、過失責任の基本構造は次のように表すことができる。

(118) [このように欧州司法裁判所において] 多くの問題が未解決のまま残されたため、デンマークにおけるこの紛争は、結局、裁判外の和解により終了した。

(119) *Caparo Industries plc v. Dickman* [1990] 2 AC 605, at 616-618.

(120) *Alcock and Others v. Chief Constable of South Yorkshire Police* [1991] 3 WLR 1057; *White and Others v. Chief Constable of South Yorkshire Police* [1998] UKHL 45; *Frost v. Chief Constable of South Yorkshire Police* [1999] ICR 216.

- (1) 行為、保護される利益の侵害、因果関係
  - (2) 過失
  - (3) 遠隔不法行為における社会生活上の義務（保護範囲／責任の範囲<sup>(121)</sup>）
- 行為（作為・不作為）および因果関係については、一般原則が妥当する。

#### e) 過失に対し保護される利益としての財産

ここで述べておかなければならないのは、法的に保護される利益は、列挙主義的に挙げられる必要はないということである。これは不必要に将来の法発展を制約する。しかし、検討を要するのは、停電事例においてすでに論じられた特殊問題である。すなわち、財産はどの範囲で過失に対して保護される利益であるのかという問題である。換言すれば、いわゆる純粋財産損害の問題である。<sup>(122)</sup> フランスや日本と異なり、世界的に、その賠償はたいてい特別の要件に結びつけられている。すなわち、重過失または故意、対応する保護法規の違反または良俗違反である。このような要件は、法律上の規定によって明確化されるべきであろう。これとの関連で興味深い事例類型は、専門家責任である。〔例えば、〕（雇用されたまたは独立の）建築家が、自分の所有する家を売ろうとしている者のために瑕疵のある販売価格の鑑定を作成したため、その家の買主が、購入価格がつけ上げられたことを理由として、または予想外の追加費用がかかったことを理由として、その建築家を訴える事例<sup>(123)</sup>や、公認会計士が、上場企業のために最終報告書を作成し、投資家や株主がそれに誘導される事例、あるいは、美術の専門家が絵画の真正性の鑑定を作成し、それが美術品市場におけるその価値の基礎になっている事例である。その社会経済的意義と「専門家」という制度が獲得した信頼を理由として、この種の鑑定や証明書等の典型的な受取人の損害賠償請求権は、ますます承認されることが多くなっている。

(121) このことは、第3次不法行為法リステイメント草案における G. T Schwarz による過失責任の定義と接点を有する。それによれば、「行為者は、物理的損害の法的原因である過失行為について責任を負う」。Restatement (Third) of Torts: Liability for Physical Harm (Basic Principles), Tentative Draft No. 1 2001, sec. 3を参照。

(122) 他の文献も含め、V.V. Palmer, A Comparative Law Sketch of Pure Economic Loss, in Bussani/Sebok (eds), Comparative Tort Law, pp.2015を参照。

(123) BGH, 10.11.1994, BGHZ 127, 378 - 屋根組み事件 [Dachstuhl]（第三者保護契約を通じた解決を含む）；G. Teubner, Expertise als soziale Institution, in Brüggemeier (Hrsg.), Liber Amicorum Eike Schmidt, 2005, S. 303を参照。

(124) 特に H. Koziol/W. Doralt (Hrsg.), Abschlussprüfer. Haftung und Versicherung, 2004を参照。

## II 企業責任

### 1. 使用者責任

企業責任の第 1 の類型は、(被用者の) 人的不法行為と使用者ないし企業の厳格責任<sup>(125)</sup>を結びつけたものである。この責任は、主として次の点から正当化される。すなわち、使用者は被用者を用いることにより第三者を害するリスクを作り出していること、使用者はこのリスクを組織上の権能により統制できること、使用者は被用者を用いることにより利益を得ていること、そして最後になるが、使用者は個々の被用者と異なり、損害リスクに対し保険をかけることができ(企業責任保険)、この費用を価格を通じて分散できることである<sup>(126)</sup>。被用者は従属的に雇用された者である。もっとも、個々の職務の遂行において指揮命令に服していることは重要でない。雇用された者が医師、法律家、建築家等としての高い専門性のある資格を有していても、そのことは被用者の概念とは対立しない。被用者は、「雇用の範囲内において〔*within the scope of employment*〕」行動したのでなければならぬ。被用者の不法行為については、上記の故意責任・過失責任の原則が妥当する。

社会政策的に争われているのは、第三被害者に対する被用者の対外的責任に関する問題である。それは特に、使用者が破産した場合や、責任保険が存在しないかまたは不十分な場合に問題になる。フランス法は、(コストドアット〔*Costedoat*〕<sup>(127)</sup>判決以来) 軽過失の場合には責任が排除されるとの前提をとっているが、故意行為の場合は補充的な対外的責任も認められているようである。

### 2. 組織過責についての責任 (*défaut d'organisation/colpa d'apparato*)

ここでは、自己の活動により生じた損害についての企業の準厳格責任が問題になる。この責任類型は、過責責任の支配下で発展した。このような〔組織過責という〕言葉が用いられているのはそのためである。しかし、それはもはや個人の過誤行為とは関係がない。もはや行為ではなく、企業の活動に焦点が当てられている。このことは、なぜそれ自体としては責任能力のない法人化された企業もここで直接に責任を負うのかということの説明する。この責任は厳格責任に準ずる

(125) ヨーロッパ不法行為法原則 (6:102条) および共通参照草案 (VI.-3:201条) も結論において同じである。19世紀のドイツ商法におけるこの責任の前身については、K. Schmidt, *Gehilfenhaftung - Leutehaftung - Unternehmenshaftung*, in *Festschrift P. Raisch*, 1995, S. 189.

(126) 管理者(経営者)は従業員ではない。彼らは、対外的責任のリスクに対し D & O 保険〔会社役員賠償責任保険〕により対処することができる。これについては、Deakin/H. Koziol/O. Riss (eds), *Directors and Officers (D & O) Liability*, 2018.

(127) 前掲注51参照。

ものである。すなわち、因果関係が認められる場合には、損害が回避不能なものであったことを企業が証明しなければならない。ここでの問題は、財政的・技術的・組織的に見て、その企業が危険を事前に防止するために何をすることが可能であり、何をすることが期待されたかを定めることである。その際には、費用と便益の考慮（ラーニッド・ハンドのテスト）のほか、消費者の期待、国家による安全規制（基準値）の遵守または開発危険の存在が重要な意味を持つ。第三者の犯罪行為の介入（Sabotage）も、「免責事由」になることがある。

この責任は、何よりもまず、生産活動を行う企業に関わる（製造者責任、環境責任）。そのほかに、役務提供を行う企業に関わることもある。デンマークのウェーツフェル事件は、製造者責任と医療上の役務提供責任の境界線上の事例であった。<sup>(128)</sup> 役務提供責任に関する最近のドイツ、フランスにまたがる例は、認証企業の事例である。EUの医療用製造物の規制の枠内では、EU委員会に指定された私的な役務提供事業者が、医療用製造物の製造者を認証し、その製造を監督しなければならない。フランスの乳房インプラントの製造者が、刑事法に違反するやり口でドイツの認証機関のコントロールを免れた。その製造者が破産した後、健康に害のあるインプラントを取得した女性達が、ドイツとフランスでこの認証機関を訴えた。ヨーロッパの規制法は、患者の保護を目的としており、監督上の瑕疵を理由とするドイツの認証事業者の責任が問題となった。<sup>(129)</sup>

組織責任の構造は、次のようにまとめることができる。<sup>(130)</sup>

- (1) 企業の活動、侵害、因果関係
- (2) 推定された侵害回避可能性
- (3) 社会生活上の義務ないし保護範囲

### 3. 製造物責任

1960年代以来アメリカにおいて、その後まもなくヨーロッパにおいて、いわゆる厳格責任としての製造物責任が、不法行為法上の製造者責任の特別類型として

(128) 前掲注116を参照。

(129) ドイツ連邦通常裁判所はこれを否定した（BGH, 22.6.2017, NJW 2017, 2617. これについては、Brüggemeier, JZ 2018, 191を参照）。フランスでは、破毀院は、請求を棄却した原審判決を、2つの手続のうちの1つめで破棄した（Cour cass., 10.10.2018 - PIP 事件）。

(130) これについては、フランスのカタラ草案1353条およびヨーロッパ不法行為法原則4:202条（企業責任）も参照。アメリカにおける試みについては、ALI, Reporters' Study: Enterprise Responsibility for Personal Injury, 2 vols, 1991; V. E. Nolan/E. Ursin, Understanding Enterprise Liability. Rethinking the Tort Reform for the 21st Century, 1995を参照。イギリス・オーストラリア・カナダについては、D. Brodie, Enterprise Liability and the Common Law, CUP 2010を参照。

認められるようになった。アメリカでは、そのルーツは契約上の保証責任にあった。それは不法行為訴訟の直接性と、契約上の保証請求権の厳格性を結びつけた。製造物の欠陥、責任の名宛人としての製造者および販売者、無過失責任といった特徴は、このことに由来している。このような製造物責任は、契約法の文脈から解放され、不法行為の体系に組み込まれた。<sup>(131)</sup>

ヨーロッパは、1985年に、長期にわたる予備作業の後、特有の変化を経たものを採用した。<sup>(132)</sup> 第一次的に、製造業者とヨーロッパ経済圏への輸入業者が責任を負い、販売業者の責任は補完的である。賠償されるのは、人身損害および私的に使用される物に生じた物的損害だけである。事業上使用される所有物についての損害は排除される。人身損害に焦点を合わせているにもかかわらず、慰謝料は予定されていない。<sup>(133)</sup> この製造物責任は、企業責任の特別類型として世界的に認められた。<sup>(134)</sup> 日本でも、1994年に、ヨーロッパ法に着想を得ているものの、損害法上はより広く理解された製造物責任法が成立した。

### Ⅲ 高度な産業・技術リスクについての責任

前述した企業の組織責任の場合は、過失概念は大幅に核を取り除かれた形で引っぱり出されたにすぎず、製造物の欠陥についてのハイブリッドな責任の場合は、それが厳格責任であるのか偽装された過失責任であるのかが明らかでない。<sup>(135)</sup> いずれにしても、産業・技術リスクについての責任の問題の場合は、過失の問題は生じない。<sup>(136)</sup> 包括的な物保有者責任を採用するフランスの方法と、過失責任を維

(131) Greenman v. Yuba Power Products, 377 P. 2d 897 (Cal. 1963); Restatement of the Law (Second) Torts, 1964, Art. 402A; 今では Restatement (Third) Products Liability, 1998 を参照。これについては、一般的には、D. G. Owen, Products Liability, 3rd edn. 2014 を参照。

(132) 製造物の欠陥についての責任に関する指令 (85/374/EWG)。これについては、Taschner, Produkthaftung, 1986; P. Machnikowski (ed.), European Product Liability, 2016, S. 17-108 を参照。

(133) ドイツは、2002年の損害賠償法改正において、指令のドイツにおける国内法化（製造物責任法）についても、慰謝料請求権を導入した。しかし、これは EU 法に反する。なぜなら、欧州司法裁判所の判例によれば、製造物責任指令は、加盟国による変更または拡張をすべて排除する完全平準化を内容とするからである。これについては、Brügemeier, Tort Law in the European Union, 2018, p.199 を参照。

(134) これについては、M. Reimann, Product Liability in a Global Context: The Hollow Victory of the European Model, European Review of Private Law 11 (2003) 128 を参照。

(135) 製造上の欠陥については厳格責任が課されるが、設計上の欠陥と指示上の欠陥は隠れた過失責任である。この点については特に、Restatement of the Law (Third) Products Liability, 1998 を参照。

(136) スイスにおける支配的学説に反し、ここでは不法性 [Widerrechtlichkeit] が出てくる

持するコモン・ローの方法は、いずれもあまり適切でなく、現代的でもないように思われる。

## 1. 危険責任の一般条項

ヨーロッパ大陸および日本では、選ばれたリスクについての危険責任の特別立法が広く認められている。その典型例は自動車保有者の責任であり、それは無過失責任・強制的な責任保険・責任限度額を組み合わせたものである<sup>(137)</sup>。航空交通は、国際条約——ワルソー条約・モンテリオール条約——によって規制されているが、保護されるのは乗客の完全性に限定されている<sup>(140)</sup>。今では、モンテリオール条約のルールは、EUにおいて直接効力を有する法になっている<sup>(141)</sup>。固有の個別のリスクの国内法の規律とそれに匹敵するリスク——例えば、路面電車、ケーブルカーまたは風力発電機の運転——へのその類推適用とは別に、危険の大きな活動についての危険責任の一般条項という基本問題が提起されている<sup>(142)</sup>。ウィーンのヨーロッパ不法行為法グループは、長期にわたる議論の後、アメリカのリステイトメントを模範とし、「異常に危険な活動」についての危険責任の一般条項を採用することにした<sup>(144)</sup>。法律の規定として、一般条項は、ロシアでは1922年のソビエト

---

余地もない。ここでの問題は、技術的リスクの現実化である。不法とは、侵害結果（故意責任の場合）と侵害行為（過失の場合）のいずれに着目するにせよ、人の行為に関連づけられたものである。スイス不法行為法については、F. Werro, *La responsabilité civile*, 3e éd. 2017; V. Roberto, *Schweizerisches Haftpflichtrecht*, 5. Aufl. 2013を参照。

(137) フランス民法典1384条1項。これについては、上述の箇所を参照。

(138) ヨーロッパの比較法的な現況調査として、B.A. Koch/H. Koziol (eds), *Unification of Tort Law: Strict Liability*, 2002; F. Werro/V.V. Palmer (eds) *The Boundaries of Strict Liability in European Tort Law*, 2004; C. Oertel, *Objektive Haftung in Europa*, 2010を参照。日本については、Yamamoto, *Grundzüge*, I. c., S. 141 ff. を参照。

(139) これについては、W. Ernst (ed.), *The Development of Traffic Liability*, 2010におけるヨーロッパの現況調査を参照。

(140) これについては、G. Leloudas, *Risk and Liability in Air Law*, 2009を参照。

(141) Regulation (EC) No 889/2002 on air carrier liability in the event of accidents, OJ 2002 L 140/2.

(142) 類推は、オーストリアでは肯定され、ドイツおよび日本では否定されている。これについては、H. Koziol, *Umfassende Gefährdungshaftung durch Analogie?*, in *Festschrift W. Wilburg*, 1975, S. 173を参照。

(143) これに関する基本的・比較法的検討として、M.R. Will, *Quellen erhöhter Gefahr*, 1980およびG. Schamps, *La mise en danger: Un concept fondateur d'un principe général de responsabilité*, 1998を参照。

(144) ヨーロッパ不法行為法原則5:101条。カタラ草案1362条も同様（*activité anormalement dangereuse*）。H. Kötz, *Gefährdungshaftung*, in *Bundesminister der Justiz (Hrsg.)*,

民法404条以来の長い伝統を有しており、最近では、2002年のブラジル民法にそのような規定が見られる。<sup>(145)</sup> 危険責任の特別立法を補完するこのような一般条項は、基本的に適切であると考えられる。それぞれカバーされる事例類型は、下位構造として、国内法上の判例・学説によって決定されるべきである。中心に置かれるべきであるのは、人身・動物・物・環境に対する高度化された危険を伴う産業・技術リスクであろう。不可抗力のような責任阻却事由も定められるべきであろう。不確定な規範の判例法による具体化と継続形成は、民事責任法の特徴である。原子力責任法におけるドイツと日本の例は、責任制限がない場合にも責任保険の保護による補償の限定が可能であることを示している。このような責任が経済的に望ましくない不利益（過剰抑止）をもたらすならば、立法者は修正的に介入することができる。

## 2. 原子力

原子力事故についての責任は、喫緊の法的課題であり、それは従来の危険責任の枠組みを壊すものである。操業者としての企業、保険者からのリスクプール、再保険者のほか、ここでは国家も賠償給付を履行しなければならないことがある。ドイツでは、1959年に原子力法が可決された。しかし、その責任準則は、1960年に締結され、1968年に発効したパリ原子力責任条約（および1971年のブラッセル原子力船条約）<sup>(146)</sup>によって、新たな基盤の上に定立された。出発点となっているのは、危険責任である。「原子力事故によって生じた損害」の賠償請求権は、原子力施設または原子力船の保有者に向けられる。武力による紛争行為、敵対行為または重大な自然災害の場合にも、この責任は排除されない。賠償範囲は人的・物的損害に及ぶ。最近では、環境損害および非財産的損害（慰謝料）も含まれる。2004年のブラッセル補足議定書によれば、責任の下限は7億ユーロである。このうちの大部分が、私経済上の填補の備え〔Deckungsvorsorge〕によってカバーされる。それに加えて、関係する施設を有する国は、12億ユーロまでの

---

Vorschläge und Gutachten zur Überarbeitung des Schuldrechts, Bd. II, 1991, S. 1779も参照。

(145) ブラジル民法典927条2項「法の定める場合、または、その損害を生じさせた者によって通常遂行される活動がその性質上他人の権利に対するリスクを含む場合は、過失の有無にかかわらず、その損害を回復する義務が認められる。」この2つの一般条項については、Brüggemeier, *Modernising Civil Liability Law*, 2013を参照。

(146) パリ条約は、16の西ヨーロッパ諸国によって批准された。競合するウィーン原子力責任条約（1963年）には、最初は当時の東欧ブロック諸国が加入した。一連の補足議定書と補足条約にもかかわらず、ヨーロッパ原子力責任法における各国のバッチワークは現在まで除去されていない。

損害をカバーするために、公的手段を準備しなければならない（いわゆる国家の免責義務〔Freistellungsverpflichtung〕）。原子力事故の損害が12億ユーロを超える場合は、すべての条約加盟国によって共同で拠出される連帯基金〔Solidarfonds〕によって、さらに3億ユーロが調達される。これらによれば、15億ユーロの損害が填補されることになる。条約加盟国は、このような最小限の責任を超える責任を認めることが可能である。例えばドイツと日本では、操業者は無限責任を負う。破産した場合には、国家の免責義務が持ち出されるはずである。これはドイツ法では、25億ユーロに制限され、そこからさらに私的準備の給付が控除される（原子力法34条）。

ヨーロッパにおける原子力事故についての責任における主たる問題は、責任限度額に関する国内法の規定が区々であることである。原子力責任に関するパリ条約<sup>(147)</sup>とウィーン条約の違いとその異なる留保条項〔Öffnungsklausel〕により、そしてとりわけ2004年のブラッセル補足条約が発効していないことにより、多くのヨーロッパ諸国ではこれらの責任限度額は数百万の範囲にとどまる。中部ヨーロッパでは、慎重に見積もると、想定可能な極めて大規模な事故の場合に、損害は数千億に達するとされる<sup>(148)</sup>。例えば、かなりの数の古い原子力発電所を操業するベルギーでは、責任限度額は12億ユーロである。国家の免責義務は存在しない。この額の範囲内でのみ、操業事業者および責任保険者・再保険者から構成されるベルギーのリスクプールに対する損害賠償請求権は主張されうる（それどころか、58基の原子力発電所を有するフランスでは、責任限度額はたった7億ユーロである）。それを超える損害は、原子力事故の起こった国とその隣国の被害者によって負担されなければならないということになる。ドイツの被害者に対しては、ベルギーの例では、連邦は国内法上の国家の免責義務の額（25億）の給付をしなければならないであろう。1000億ユーロの損害の場合は、全体としてごく一部だけが賠償されるであろう。

このような状況に鑑みれば、適切な責任限度額の導入を含め、EUにおける原子力責任法の平準化はとっくの昔に行われていなければならないはずのものである。操業者と保険プールの責任分担額は引き上げなければならない。それぞれの国による免責は、集団的な国家的補償基金——これに対しては、非軍事目的（単なる研究目的を含む）で原子力を利用する（このような利用は依然として存在し、ま

(147) これについては、Gaßner/Groth/Siederer, Atomhaftung in Europa und Deutschland - Defizite und Empfehlungen zur Fortentwicklung, Gutachten im Auftrag der Bundestagsfraktion Bündnis 90/Die Grünen, 2013およびそこに掲げられた文献を参照。

(148) 2011年の福島事故の費用は1850億ユーロ、チェルノブイリでは2000億ユーロと見積もられている。

たは増加している) すべての EU 国家が寄与しなければならない——により代替されなければならないであろう。確かに、EU 委員会は2007年に原子力責任法の平準化のために最初のイニシアチブをとった。<sup>(149)</sup>しかし、成果はまだ見えていない。

原子力事故の結果についての責任は、政治が提案し、エネルギー経済が転換した、私法上の責任義務法の限界を超える技術的リスクの一例である。ここでは、惹起者(原子力発電所の操業者)への責任の誘導が宣言されているにもかかわらず、集団的な国家的補償基金によってのみ受け止められる規模の損害が問題になっている。<sup>(150)</sup>裁判所の国際的管轄権と適用可能な国内法とに関する伝統的な責任法上の問題は、ここでは意味を失う。

## D 要約

このようなポスト近代の不法行為法のリストイメントを作成するとすれば、それは、帰責可能な他人の侵害は損害賠償を義務づけるという趣旨の一般規範から始まらなければならないであろう。これは、アクィリウス法における不法損害〔*damnum iniuria datum*〕の公式を、現代的に再定式化したものである。この定式の中には、違法性も過責もはや現れていない。〔この一般規範の〕次に来るのは、最も重要な帰責根拠——個人の過責、瑕疵ある企業活動および高度な技術リスクの創出——である。<sup>(151)</sup>これらの帰責根拠は、いわば不法行為法の骨格をなすものである。この骨の周りの肉になるのが、それぞれの国内における判例法であり、それは、最上級審の判例によって展開され、学際的に方向づけられた解釈学的法律学によって評価されるものである。このような不法行為法の複雑さは、もはや民法典のテキストの中で表現することはできない。日本法の魅力は、その16の条項をもってすでに早くから、フランス法の壮大な短さ(5つの条項)とド

(149) これについては、N. Pelzer (Hrsg.), *Europäisches Atomhaftungsrecht im Umbruch*, 2010およびそこに掲げられた文献を参照。

(150) このような状況は、1978年にアメリカの最高裁判所の前にも現れた。それは、最高裁が、アメリカの原子力法における責任限度額について、議会がさらなる補償のための国家的手段を用意できるという法律の規定だけを理由に合憲性を肯定したときのことである。Duke Power Co. v. Carolina Environmental Study Group, Inc., 438 U. S. 59 (1978) を参照。

(151) このアプローチは、内容上の違いは残るものの、ヨーロッパ不法行為法原則(PETL)の基本規範(1:101条)と密接な構造上の接点を有する。また、それはオーストリアの改正草案1292条2項にも採用された。I. Griss/G. Kathrein/H. Koziol (Hrsg.), *Entwurf eines neuen österreichischen Schadensersatzrechts*, 2006を参照。

イツ法の規定し尽くす努力（30の条文）の間の模範的な中道を発見していたという点にある。将来の不法行為法を形成する適切な解決の道は、これからも、法典、個別の問題についてそれを補完する特別立法、裁判官による革新的な法の継続形成および教科書におけるその全体の法学的・解釈学的評価の中での、基本構造の包括的な規律の併存の中にある。

過責責任 Verschuldenshaftung 不法行為 Delikt		企業責任 Unternehmenshaftung 準不法行為 Quasi-Delikt	危険責任 Gefährdungshaftung 非不法行為 Nicht-Delikt
故意不法行為 ・侵害 ・故意 ・違法性 ・違法性の意識	過失不法行為 ・侵害 ・過失	①使用者責任（BGB831条・日本民法715条） ②組織過責（BGB823条1項・日本民法709条） ③製造物責任	個別的構成要件 類推？ [ドイツは不可、オーストリアは可] 一般条項
人の過誤行為		費用の内部化・費用の分散	リスクの許容および リスク甘受の社会的強制

〔付記〕

1. 本号に掲載するのは、ブリュッゲマイヤー教授の講演（Gert Brüggemeier, Grundstrukturen des zivilrechtlichen Delikts, Eine deutsch-französisch-japanische Analyse unter Einbezug des anglo-amerikanischen Rechts）の後半部分に当たるCとDである。それを校正する過程で、前号（早稲田法学95巻1号）掲載の前半部分の訳語の誤りに気付いたので、お詫びして訂正する。

（1）95巻1号373頁の目次の「C 民事不法行為（civil wrong）の再構築」の一部  
誤 正

I 過失責任 → I 過責責任  
b) 間接的な不法行為 → b) 遠隔不法行為

「過責責任」については、95巻1号401頁の「3. 訳語・表記など」の（1）を参照いただきたい。他方、「遠隔不法行為」に訳語を変更する理由は、教授のDistanzdelikt概念はドイツ法のDistanzdeliktの法概念を基礎とする侵害類型のとらえ方であり、より一般的な間接的侵害（indirekte Verletzung, mittelbares Delikt）とは区別すべきだと考えたからである。なお、Distanzdeliktの語は、講演本体では、今回掲載する「C 民事不法行為（civil wrong）の再構築」の中でのみ用いられている。

（2）ドイツ語の“modern”“postmodern”は、それぞれ「近代」「ポストモダン」と訳されることが多い。第1回掲載分ではこの訳語に従った（「近代」の表記は多

数あるが、「ポストモダン」の表記は注5の本文に続く1文の1カ所のみ)。しかし、ブリュッゲマイアー教授の不法行為法理論では、“modern”「近代」は、哲学・思想史等での用語法と時代が少しずれていて、フランス民法典、ドイツ民法典など18世紀から19世紀末までの諸民法典の基礎にあった「近代の」「人的な不法行為法」の考えを指している（A、Bのタイトルを参照）。「ポストモダン」の「モダン」も、その「人的な不法行為法」を指すものとして理解する必要があるように思われる。このように考えて、第2回掲載分では“postmodern”を「ポスト近代」と訳すことにした（「C 民事不法行為の再構築」の冒頭と、「D 要約」の第1文の2カ所）。関連して、上記の第1回掲載分の「ポストモダン」という訳を「ポスト近代」と訂正する。

2. 本年2月に、ブリュッゲマイアー教授から、本講演のドイツ語版を若干改訂した上で、昨年12月に Gert Brüggemeier: Grundstrukturen des zivilrechtlichen Delikts. Eine historisch-komparative Bestandsaufnahme unter Abgrenzung zum amerikanischen und englischen Common Law, AcP219 (2019), 771ff. として公刊したとの御連絡をいただいた。副題が「英米コモン・ローとの対比における歴史的・比較法的現状把握」と若干変更され、注73以下で9つの注が追加されているが、目次には変更がなく、論旨は変っていない。本邦訳と併せて参照いただければ幸いです。（瀬川信久）